

札幌市イノベーション推進コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は、札幌市イノベーション推進コンソーシアム(以下、「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、地域企業の競争優位性の確立や、市場の開拓による地域経済の発展、そこに住む人々のウェルビーイング向上に向けて、次の各号を目的として活動する。

- (1) 地域における AI や xR 等先端技術の普及及び活用促進
- (2) 会員の協創によるイノベーション創出とエコシステムの確立促進
- (3) 札幌市 ICT 活用戦略に基づく先導的プロジェクトへの市内 IT 関連企業の参加促進、地域企業のデジタル化や DX 推進

(事業)

第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) IT 技術に関する各種プロジェクトの創出に向けた、会員間のマッチング、ネットワーク形成等の推進
- (2) IT 技術に関する各種プロジェクトに対する助言や、当該プロジェクトの実施に必要となる助言
- (3) 地域企業を対象とするデジタル化や DX 推進、協業支援など個別企業を対象とした支援
- (4) その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 コンソーシアムの目的及び事業に賛同する企業、団体、有識者等を会員とする。

2 会員の種別は、次の各号のとおりとする。

(1) 法人会員 コンソーシアムの目的に賛同する企業又は団体

(2) 有識者会員 コンソーシアムの目的に賛同する個人

(3) 特別会員 公的団体又はコンソーシアムの代表がその活動に特別に寄与すると認められた団体

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を代表に提出し、その承認を得て会員になることが出来る。

2 札幌市 IoT イノベーション推進コンソーシアムの会員は、入会申込書の提出や承認を必要とせず、コンソーシアムの会員になる。

(会費)

第6条 コンソーシアムの会費は無料とする。ただし、専門部会の活動に必要な場合、運営委員会の決定に基づき、別途定めることができる。

(退会)

第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、代表に届け出なければならない。

2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(役員)

第8条 コンソーシアムには代表1名を置く。

- 2 代表はコンソーシアムを代表し、事業を統括する。
- 3 代表は第9条3項に定める委員長を兼ねる。
- 4 代表不在時においては、代表が指名する委員が業務を代行する。

(札幌市イノベーション推進コンソーシアム運営委員会)

第9条 コンソーシアムには、札幌市イノベーション推進コンソーシアム運営委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、コンソーシアム全体の運営方針、及び事業の実施に必要と考えられる提言、並びに役員人事を審議し、決定する。
- 3 委員会には委員長1名を置く。
- 4 委員会にはオブザーバーを置くことができる。
- 5 委員会は、委員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって成立する。
- 6 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 委員会は、委員長又は委員長が指名する委員が召集し、委員長又は委員長が指名する委員が議長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

(任期)

第10条 代表(委員長)の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員の任期は、本委員会が解散するまでとする。

(報酬)

第11条 代表(委員長)及び委員はいずれも無報酬とする。

(専門部会)

第12条 コンソーシアムの事業を推進するために、運営委員会の決定に基づき専門部会を設置することができる。

2 部会には部会長1名を置く。

3 部会長は部会を代表し、事業を統括する。

4 部会長の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

5 部会長は無報酬とする。

(事務局)

第13条 コンソーシアム及び部会の庶務は、札幌市及び一般財団法人さっぽろ産業振興財団が行う。

(その他)

第14条 本規約に定めのない事項は、必要が生じたときに委員会に諮り、代表(委員長)がこれを定める。

附則

この規約は、令和元年10月1日より施行する。

附則

この規約は、令和2年9月1日より施行する。

附則

この規約は、令和4年9月9日より施行する。

附則

この規約は、令和5年4月1日より施行する。